

太平洋底刺し網等漁業許可船名簿

本件の個別事項に関するお問い合わせ等については、水産庁資源管理部管理調整課許可漁業第2班までご連絡下さい。

電話番号:03-6744-2363(直通)
FAX番号:03-3501-1019

(令和6年1月1日現在)

※操業区域は最下部参照。

許可番号	船名	総トン数	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域
第1号	第二丸中丸	199	刺し網	1
第3号	第八十八萬盛丸	19	刺し網	1
第7号	第八拾八正進丸	494	刺し網	2, 4
第27号	第八新生丸	348	はえ縄	3
第32号	第一清良丸	221	はえ縄	3
第10号	亀吉丸	95	はえ縄	4
第11号	第八大徳丸	99	はえ縄	4
第29号	第八十八鷹丸	74	はえ縄	4
第30号	第十八勝丸	67	はえ縄	4
第31号	長光丸	19	はえ縄	4

(操業区域)

- 北緯50度の線、東経146度の線、北緯57度の線及び東経153度の線に囲まれた水域のうち、ロシア連邦200海里水域を除いた水域(オホーツク公海水域)
- 北緯25度の線、東経165度の線、北緯50度の線及び西経175度の線に囲まれた水域のうち、米国200海里水域を除いた水域(天皇海山水域)
- 南極の海洋生物資源の保存に関する条約(昭和57年条約第3号)第1条に規定する条約水域のうち、東経146度55分以東、西経67度16分以西の水域
- 我が国の排他的経済水域に囲まれた水域(小笠原公海水域)

(注) 操業区域内での操業であっても、漁業法(昭和24年法律第267号)第44条第1項及び第2項に基づく条件や漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の操業制限等により、禁止区域等の規制があります。